

**質問書に対する回答**  
**首都圏中央連絡自動車道 成田北工事**

番号	質問箇所	質問事項	回答
2	特記仕様書	13.工事用道路に関する事項で「(2)川上土取場(STA.26+00)～本工事施工箇所(STA.6+20)までの運搬経路④成田市道21-107号線 1580m」と「(3)川上土取場(STA.31+00)～本工事施工箇所(STA.6+20)までの運搬経路④成田市道21-107号線 800m」は同じ経路であり同一の距離でないでしょうか。ご教示願います。	6月18日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書P13 13-1工事用道路の指定に誤りがありました。上記については交付図書を訂正いたします。
3	特記仕様書	13.工事用道路に関する事項で、「(4)本工事施工箇所(STA.83+00～STA.88+20(STA.84+20～STA.84+50内回り側を除く))～本工事施工箇所(STA.21+40)までの運搬経路②多古町道喜多・門倉線 480m」と「(6)本工事施工箇所(STA.83+00～STA.88+20)～本工事施工箇所(STA.12+70)までの運搬経路②多古町道喜多・門倉線 800m」は、同じ経路であり同一の距離でないでしょうか。ご教示願います。	6月18日付け質問書に対する回答において、確認中としておりましたご質問について回答いたします。 特記仕様書P13 13-1工事用道路の指定に誤りがありました。上記については交付図書を訂正いたします。